

## 新一万円札発行を契機とした観光周遊促進業務委託に関する質問への回答

質問項目	質問内容	回答
仕様書 4 (1)	<p>県のロゴや画像素材、渋沢栄一の肖像写真などの提供が可能ですか。</p> <p>また、利用に際してのガイドラインがある場合は教えてください。</p>	<p>県から提供する想定はしていません。</p> <p>渋沢栄一の肖像写真を含め、事業実施に必要な写真等素材一式の手配は原則受託者が行うこととしております。</p> <p>ただし、県章を使用する場合は、事業受託後に県から画像を提供します。</p>
仕様書 4 (1)	<p>県のマスコット「コバトン」と「さいたまっち」をイベントの広報資材に使用することは可能ですか。</p> <p>使用に際して特別な条件がある場合はありますか。</p>	<p>使用することは可能です。</p> <p>使用にあたっては埼玉県ホームページをご参照ください。  <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0301/kobaton/design-rules.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0301/kobaton/design-rules.html</a></p>
仕様書 4 (1)	<p>以前に埼玉県が実施した「デジ玉スタンプラリー」で使用している「家族都市プロジェクト」の利用は可能ですか。</p> <p>また、利用条件があれば教えてください。</p>	<p>「家族都市プロジェクト」の利用は想定していません。</p>
仕様書 4 (1)	<p>本キャンペーンは小中学生を対象としていますが、スマートフォンを使用するために親子での参加を前提としていますか。</p> <p>また、特別な注意事項があれば教えてください。</p>	<p>本事業は親子での参加も想定されますが、必須としているものではありません。</p>

仕様書 4 (1) エ	スタンプラリーの対象エリアが県全体ですか、特定の地域に限定されますか。 全域が対象の場合、特に重点を置くべきエリアがあれば教えてください。	企画提案により決定します。 「渋沢翁と関係のある施設10か所以上」の要件を満たしていれば特定の地域に限定したもの、全域を対象とする、どちらの提案も可能です。
仕様書 4 (1) エ	「スタンプスポットは、渋沢翁と関係のある施設」とありますが、渋沢翁と選定スポットとの関係に基準はありますでしょうか。	基準は設けておりません。
仕様書 4 (2) ア	WEB 広告として電子チラシ配信サービスを使用することは可能ですか。	可能です。
仕様書 4 (3)	プレゼントとして提供する渋沢翁関連商品の選定基準と、景品の種類に制限はありますか。	企画提案により決定します。
仕様書 4 (3)	プレゼント提供数の目安はありますか。	企画提案により決定します。
仕様書 4 (3)	キャンペーンにおける一人当たりの応募回数に制限は設けられていますか。	企画提案により決定します。

仕様書 4 (6) ウ (イ)	同行者を含む総参加者数の推計については参加者のアンケート情報からの算出で問題ないですか。	差し支えありません。
-----------------------	--	------------

以上